

社会福祉法人 高森保育園
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人高森保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受けるものであり、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されいている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 理事 報酬
- (2) 監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 理事、監事に対する報酬の額は別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する。

別表第 1

役職名	報酬の額
理事	年額3,000円
監事	年額3,000円

別表第 2

評議員	年額3,000円
-----	----------